

浮島校区まちづくり懇談会 開催結果報告書

開催日時 令和元年8月19日(月) 19:00~20:10
場所 浮島公民館
司会・進行 飯尾連合自治会長
参加者数 男 41人 女 7人 計 48人



1. 市の重点事業に関する質問

【質疑応答】 なし

2. 校区課題

課題名 自治会未加入者及び退会者への対応について

【質疑応答】

(参加者) 浮島校区の自治会加入率が50.7%(平成31年1月時点)と減少している。自治会未加入者は、自治会活動等に協力しなくても生活に支障がない。自治会員でない者に対しステーションにごみを出せないようにしても、納税している以上はステーションの利用をできるようにと市から要請されるなど、加入者の負担が増え、不公平感が高まっている。市はこの状況をどう受け止めているのか。また、自治会員の増加(減少の歯止め)に対する実効的な方策を示してもらいたい。

(市民部長) 自治会加入率の低下や高齢化は全国的な問題となっている。役員の負担感やつながりの希薄による支援力の低下等を憂慮しているが、全国的にも決定的な解決策がないのが実情である。自治会は任意団体であり、加入も任意であるため自治会員も非自治会員も行政サービスは同様に受けることができるため、不公平感を持たれていることはよく聞くことである。

防犯灯の設置については自治会が1/2負担している。ごみステーションの管理等環境美化も自治会の皆様により保たれている。しかし、これは自分たちの住む地域を住みやすくするまちづくりに要する負担であり、これを不公平ととらえてしまえば地域コミュニティの活動は成り立たない。地域活動というものは、負担できる方で負担するしかないと考えている。

市も財政面では、自治会活動に対して施設整備や活動支援、合わせて市全体で年間1億円近くの助成を行っており、また、人材面でも今年度から「地域コミュニティ支援員制度」を立ち上げ、市職員も地域活動に参画している。ぜひ、負担とか不公平ととらえず、自治会と行政が力を合わせて「自分たちの地域は自分たちで良くする」という志を持って一緒に地域を良くしていきましょう。

自治会加入の促進に関して自治会活動の周知のため市政だよりも自治会の取り組みを記事を掲載、市内の商業施設や市役所ロビーで自治会の特色ある事業を展示したりチラシの転居の際に配布するなど、自治会加入への働きかけを行っている。

市では宅建協会に自治会加入のチラシを提供し、入居の情報をいただいたときは、該当する自治会長さんへ連絡させていただいている。どの自治会も会員の増加の取り組みに苦勞されており、例えば、ごみステーションについては、自治会管理のゴミステーションに自治会員でない方がゴミを出す場合は、ごみステーション維持協力金や掃除当番を条件に利用を認めている自治会もあるようである。また、負担軽減のために、行事を見直して減らしたり、組織を見直して役員数を変更したり、高齢者等の自治会費の減免、役員の免除を検討するなど、それぞれの自治会に合った活動内容への見直しを図っている自治会もある。すぐには効果がでるわけではないが、地道な活動により自治会活動の必要性を理解してもらおうことが大切であると考えている。

(参加者) 解決策がないのが実情で全国的レベルの問題であることは理解している。自治会員からは、メリットはないのかという声をよく聞くのでその回答が欲しかった。今回は、他の自治会での対応(協力金)など確認できたので、今後とも、市には協力をお願いしたい。

(参加者) 高齢者や体の不自由な人が増加してきているが、自治会活動が地域をよくするために負担するものであるのは重々理解して行政とも協力していこうと思っている人たちが地域活動に参加しているが、退会者の増加する中で自治会員の心身ともに負担が大きくなっていると感じているため、よりよくしていくためにも今後、新居浜市の案とか策とかあればいただきたいと切に思う。

4点質問したい。

- ①ごみステーションに加入者以外がごみを出した場合、罰金の請求は本当に可能か
- ②高齢者が増加し、今後自治会費の免除とか増加してくると思われるが、市からの援助が増加するような考慮はしてもらえるのか
- ③(自治会加入のメリットという点で)放送が聞こえにくくなっており、各家庭一台の防災ラジオの設置をしているところも増えてきていと聞いているが、そのようなメリットになるような対応をしてもらえるのか
- ④空き家問題において、草が伸び切っているばあい、自治会が勝手に草を刈ると違法になるのか

(環境部長)

①自治会所有のステーションに自治会の承認なく非自治会員がごみを出すというのは、不適切な出し方にはなるが、不法投棄までとはいえないと考えている。民一民の話では、自治会が看板等で事前に告知している場合には罰金を請求できる場合もあると思う。が、ごみステーションは、市内4,000箇所、こちらの自治会では120~130箇所あると思うが、いろいろな問題がある中で、市としてはまずは自治会加入を推進し、自治会加入者には排出のルールを順守して、ステーション管理者の指示に従うようお願いしている。自治会未加入者でもステーションの利用ができるというのが望ましいと考えているので、

いろんな問題があるので、具体的な状況を教えてもらって取り組んでいきたい。

(市民部長)

②高齢者の自治会退会を防止するために、会費や役員免除という方法をとっている自治会も多くあり、自治会加入の手段としては有効である。そのために自治会の収入が減少するということにもつながっている。そのため、市は自治会活動に助成し、自治会負担の軽減を図っている。このような助成を既に行っているため新たに増額等は難しい。今後の自治会活動を持続するためには、活動内容の見直し等が必要となってくる。支出を抑える方策を検討する必要もあると考える。そのことが、課題である役員の軽減の解決にもつながると思う。

③防災ラジオについて、現在、希望小売価格 9,000 円のところ奨励金として市が 6,000 円を負担し、市内にお住まいの方なら誰でも 3,000 円で購入することができる。このように防災ラジオ購入については、既に公費で一部負担していることから、自治会員への無料配布は難しいと考えている。なお、去年は市内の自治会で奨励金を活用して一括購入し、会員全員に配布された自治会もあった。

(建設部長)

④(空き家問題) 各空き家毎に対応が異なるので、市の建築指導課空き家対策班で相談していただけたらと思う。相談を受けたら所有者、管理者を調査し、適切な管理について訪問、面談、依頼文の発送等行い、依頼をするという対応をさせてもらっている。

(雑草) 民法で、隣家の伸びた木の枝の場合、勝手に切ってしまうと器物破損等、違法になる。雑草でも勝手に刈ってしまうと不法侵入とか器物破損罪とかで訴えられる可能性がある。通常は所有者にお願いするのが第一。それでも応じてもらえず、雑草により損害が生じる恐れがあるということになれば、法的な手続きを取って所有者に強制的に刈ってもらうということは可能と思う。実際には、お願いして刈ってもらえない場合には、自治会で了解を得た上で刈るのが現状であると思う。

(参加者) 先日の台風の 8 月 15 日に、市からごみの収集を中止されることの町内放送の依頼があって、放送担当に放送を依頼したが、一般家庭では窓も閉めており、結構聞こえる我が家でも全く聞こえなかった。防災ラジオを使うというのは一例で、町内放送を家に引くというような事例も聞くので、このようなことに支援してもらえたら。特に年配の人は聞こえないという声もあり、検討してもらえたらと思う。

(市民部長) 防災行政無線は、暴風雨時には聞こえないという弱点がある。それを補う手段として、防災ラジオを整備したところだが、これ以外には、緊急時に市のホームページ、ツイッター、フェイスブック、スマホの場合にはエリアメール、緊急時には広報車等ができるだけ多くの手段で情報発信に努めている。地域の方も、積極的に情報収集やエリアメール等の活用をお願いしたい。地域の情報については、防災行政無線を使用したものは、ホームページの中で文字で確認できるシステムになっており、また専用番号の電話で問い合わせてもらえれば聞くことができる。

(浮島自治会長) スマホ等使い慣れている世代はいいが、年配の方は心配だ。よろしく願います。

(参加者) 有線を引く場合の助成金は自治会の放送設備と同じか。

(市民部長) 金額が限られているから難しいかもしれない。